

文科省交渉・「日の丸・君が代」問題等に関する質問書

2019年第9回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会

事前に文書でいただきたい資料6件

1, 2012最高裁判決以降の処分数の推移

2012年1月16日最高裁判決(裁量権違法判断)以降(2012年3月卒業式以降)に、国旗掲揚、国歌斉唱に係る職務命令違反で処分された件数を、都道府県別、処分量定別に示していただきたい。

2, 教員不足の現状と対策

昨今、教職の不人気と採用試験の倍率の低下、採用数が退職者数に追いつかないために教員不足から欠員が増え自習等で学習権が侵害されるケースが増えていることがしばしば報じられている。東京都でも、2018年年度当初に240人以上の欠員が生じたと報じられた。

そこで、各年度当初の全国の欠員数を把握しておられたら、2017年・2018年・2019年のデータを都道府県別に示していただきたい。

また、欠員が生じた場合の各都道府県教育委員会の対応方法を把握しておられたら、示していただきたい。

3, 条件付き採用期間の厳格な運用の成果の検証

新規採用教員の条件附期間を、1988年に教特法を改定して1年間に延長し、1999年からは「条件附採用制度の厳格な運用」を各都道府県に指導してきた。この間の条件附期間延長と厳格な運用で、何らかの成果が上がったというデータはあるか。

不採用率3%前後の厳格な運用をしている東京都や大阪府では、免職された教員が取消訴訟を起こし、「校長による評価の客観性・合理性に疑問がある」とか「不十分な初任者研修にとどまった弊害」などの判示で、免職が取り消されたケースも生じている。この制度の「厳格な運用」がパワハラを生む土壌を作り、新人教員を萎縮させ、教員育成にマイナスの影響を与えている可能性はないか。

4, (- 1 - (1) -)大阪府・市の教育行政に関する質問から

5, (- 2 - (1) -)大阪府・市の教育行政に関する質問から

6, (- 2 - (2) -)大阪府・市の教育行政に関する質問から

「日の丸・君が代」強制に関わる質問

1, 判例の蓄積について

2019年3月28日、東京「君が代」4次訴訟の最高裁判決が確定して、都教委が上告受理申立して争っていた連続5回不起立教員の4回目以降に対する減給1ヶ月の累積加重処分が取り消されたことで、回数だけの多さで処分を加重することが違法であるとの判例が定まったと言える。累積加重処分を未だに行っている教育委員会に指導・助言を行っていただきたい。

2, 画一的な卒業式は「学習指導要領」の趣旨に反するのではないか

卒業式等学校行事において各学校の「創意工夫」がこらされるのは、「学習指導要領」の趣旨から当然であることを確認されたい。現行「高等学校学習指導要領」には、

「第1章 総則」の中で、「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、…個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」(第1款 教育課程編成の一般方針)、

「各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。」(第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項)、

さらに「第5章 特別活動」の中で、「(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。」(第3 指導計画の作成と内容の取扱い)と述べられている。

また、ある団体の院内集会(2015年8月21日)に於いて、文科省担当者から「たとえば事前に伝えることを学校において実施していくに当たって、そういったこと(参列者に「思想良心の自由」があることを開式に当たって告知する)をやっていくべきだとお考えになるのであれば、それは各学校における創意工夫のひとつだと考える」(鈴木智哉初等中等教育局教育課程課企画調査係長)との回答もなされている。

これらからすれば、卒業式等における学校による「創意工夫」は、『学習指導要領』の趣旨に適っているべきである。しかるに、「10・23通達」以降都立高校の卒業式が徹底して画一化されてきている。

下記に、都教委が行った今春の「卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査」結果を引用する。9項目のうちその大半が、いくつかの選択肢があるにも関わらず単一の回答に画一化されているのは明らかである。特に個別的な配慮が必要なはずの特別支援学校の画一化が著しい。このような実態は、『学習指導要領』の趣旨を逸脱するものであるから、都教委に対して「創意工夫」を生かした卒業式にするよう指導・助言されたい。

【参考資料】今春の卒業式についての開示された情報から ～ここまで画一化が進んでいる

平成30年度卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査

都立高校241件、特別支援学校98件

			高等学校	特別支援	合計	%
国旗掲揚	(1)式典会場内	ア 式典会場舞台上正面掲揚	241	98	339	99.7%
		イ 式典会場舞台上三脚	0	0	0	0.0%
	ウ 舞台上使わず会場内掲揚	エ 舞台上使わず会場内三脚	0	1	1	0.3%
		オ 式典会場内掲揚せず	0	0	0	0.0%
		(2)式典会場外	カ 式典会場外に掲揚	241	99	340
	キ 式典会場外に掲揚せず	0	0	0	0.0%	
(3)全体	ク 式典会場内・外に掲揚せず	0	0	0	0.0%	
国歌斉唱	(4)国歌斉唱	サ 斉唱した	241	99	340	100.0%
		シ 斉唱せずメロディだけ流す	0	0	0	0.0%
		ス 斉唱せずメロディも流さず	0	0	0	0.0%
	(5)伴奏等	セ ピアノ伴奏	163	97	260	76.5%
		ソ ピアノ以外の楽器で伴奏	0	1	1	0.3%
		タ テープCD	78	1	79	23.2%
	(6)式次第	チ 国歌斉唱と記載	241	99	340	100.0%
(7)教職員の状況	ツ 国歌斉唱時、全員起立	241	99	340	100.0%	
	テ 一部不起立、入場拒否、退場	0	0	0	0.0%	
	ト ピアノ伴奏拒否	0	0	0	0.0%	
会場設営等	(8)卒業証書授与	ナ 舞台上で演台を設置し実施	233	98	331	97.4%
		ニ 舞台を使わず、演台を設置し実施	0	0	0	0.0%
	又 舞台を使わず、演台を設置せず実施	0	0	0	0.0%	
	舞台のない会場	ネ 会場正面に演台を設置し実施	8	1	9	2.6%
	舞台のない会場	ノ 演台を設置せず実施	0	0	0	0.0%
(9)会場設営	ハ 児童生徒が正面を向いて着席	241	99	340	100.0%	

3, 『学習指導要領』の「国旗国歌条項」は、国際人権標準に違反するので削除されたい

自由権規約『一般的意見34(19条・意見及び表現の自由)』パラグラフ38は、以下のように「旗およびシンボルに対して敬意を払わないこと」を禁止したり処罰する「法令」は、人権の国際基準に違反している。

「委員会は、不敬罪、侮辱罪、権威に対して敬意を払わないこと、旗およびシンボルに対して敬意を払わないこと、国家元首に対する名誉毀損、および公務員の名誉の保護等に関する法令に対して懸念を表明する。」<『日弁連HP』自由権規約「一般的意見34(19条・意見及び表現の自由)」のパラグラフ38>

一方、文科省が法的拘束力を有すると称する『学習指導要領』「国旗国歌条項」の『学習指導要領解説』には、次のような記載がある。

「入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。」

ここで「尊重する態度」とは、起立斉唱など国旗国歌に敬意を払う態度であるとするなら、『学習指導要領』という法規による生徒への「旗及びシンボルに対する敬意」の強制に当たり、国際基準の人権保障に違反することになる。そしてこの国旗国歌条項を根拠に、教職員に対して制裁を科すことも、国際基準の人権保障に違反することになる。

さらに、『学習指導要領』「国旗国歌条項」を根拠して発令・制定された、地方教育行政における東京都の「10・23通達」のような行政命令や、大阪府・市の「国旗国歌条例」及び「職員条例」という法令も、自由権規約19条違反となる。

以上から、国際条約を遵守すべき教育行政の責任官庁として、『学習指導要領』を国際人権基準に適合させるべく、速

やかに「国旗国歌条項」を撤廃し、かつ地方の行政命令及び条例に対して、厳正な改善指導を行っていただきたい。

4, 国連自由権規約委員会からの“List of Issues”の扱いについて

【参考資料】

自由権規約委員会第6回日本審査『最終見解』パラ22(2014/7/24)

22 本委員会は、「公共の福祉」の概念は、曖昧で、制限がなく、規約の下で許容されている制約を超える制約を許容するかもしれないという懸念を改めて表明する。(2条、18条、19条)

委員会は、以前の最終所見(CCPR/C/JPN/CO/5、パラ10)を想起し、規約18条・19条のそれぞれ第3項に規定された厳しい条件を満たさない限り、締約国が、思想・良心・宗教の自由や表現の自由の権利に対していかなる制約を課すことをも差し控えるように強く要請する。(日弁連仮訳)

自由権規約委員会第7回日本審査『List of Issues』パラ26(2017/12/11)

26 2003年に東京都教育委員会によって発出された10.23通達を教員や生徒に対して実施するためにとられた措置が規約に適合するかどうかに関して、儀式において生徒を起立させるために物理的な力が用いられており、また教員に対しては経済的制裁が加えられているという申立てを含めて、説明願いたい。(日弁連仮訳)

2014年7月の自由権規約委員会第6回日本審査『最終見解』パラ22について、当時文科省の所管ではないと答えられたが、それが間違いであったことが今回、第7回日本審査『List of Issues』パラ26で明らかになった。間違いを訂正され、謝罪されたい。

自由権規約委員会第7回日本審査に向けて2017年11月に公表された『List of Issues』パラ26は、文科省の所管で間違いはないか。

この『List of Issues』に対する政府回答は、いつ提出する予定か。

5, ILO・ユネスコからの勧告について、結論部分パラグラフ110 (a)~(f)の6項目について

【参考資料】 2018年CEART勧告から

110. 合同委員会はILO理事会およびUNESCO執行委員会に、日本政府に対して以下の努力をするよう求めることを勧告する。

- (a) 愛国的儀式に関し、そのような儀式における教師の義務についての同意を目的とし、かつ国旗掲揚国歌斉唱への参加を望まない教師を受容するような規則について教員組織との対話の機会を設けること。
- (b) 消極的で破壊的でない不服従の行為への処罰を避ける目的で、懲戒のメカニズムに関して教員組織との対話の機会を設けること。
- (c) 処分を検討する機関に教師の立場にある者を参加させることについて検討すること。
- (d) 現職教師の研修に関して、その目的が教師の専門的能力の開発に限定され、懲戒や処罰の手段として使われることのないように、政策と慣行を見直し、変更すること。
- (e) 愛国的儀式における義務に関して、障害を持つ生徒や教師、および障害を持つ生徒を支える人々のニーズを考慮に入れて再検討すること。
- (f) 上記勧告についての取り組みについて合同委員会に逐次報告すること。

(東京・教育の自由裁判をすすめる会国際人権プロジェクトチーム仮訳)

(f) 「勧告についての取り組みについて合同委員会に逐次報告すること」との勧告について、現在いかなる「取り組み」を行っているか、そしていつ合同委員会に「報告」する予定か。

(a) 「国旗掲揚国歌斉唱への参加を望まない教師を受容するような規則について教員組織との対話の機会を設けること」との勧告について。

これに答えて、愛国的儀式に関する規則に関して「対話する機会」を、様々な教員団体、懲罰を受けた当事者たち、当該の教育委員会に呼びかけて、学識者・専門家も交えて、設けて欲しい。

(b) 「懲戒のメカニズムに関して教員組織との対話の機会を設けること」との勧告について。

上記設問2, で取り上げたように、「東京『君が代』4次訴訟」で、消極的で破壊的でない不服従の行為への加重処分が裁量権の逸脱濫用で違法であるとの判例が確立してきた。これら判例の蓄積を踏まえて、消極的で破壊的でない不服従の行為への処分を避ける目的で、懲戒のメカニズムを検討する機会を、文科省が音頭

を取って、関係者に呼びかけて設けていただきたい。

(d)では、現職教員の研修が「懲戒や処罰の手段として使われることのないように」と勧告されている。

勧告書パラ90で引用されている「2007年7月19日東京地裁判決」は、「思想、良心、信仰を直接的に禁止したり変更させる場合には、憲法違反」としつつも、当時の都側の主張を全面的に採用して「直接的な禁止や変更は事実は認められない」と結論づけたもので、事実誤認との批判も多かった。しかしその後、2012年最高裁判決後に都教委が再発防止研修を質量共に大幅に強化したことで、既に事実認定の前提が根本から覆っているものである。

即ち、量的に言えば、従来はセンター研修が1回1日であったものが、所属校研修も含めて10回以上3ヶ月に及ぶまでに拡大し、内容的には従来は「地方公務員法(服務規律)」に関する講義1本と「受講報告書」の作成提出のみであったものが、講義内容に「国旗掲揚及び国歌斉唱の記事と教育者の責務」という内心に関わる事項ものが加わり、「振り返りシート」と称する研修結果をチェックするものの提出も迫られている。

このように、既に2007年の判決の前提は失われ、受講者からは「内心の表白と変更」を迫られる苦痛の声が上がっているのが現状である。

また、大阪府においては、研修終了後に「意向確認書」なるものの提出が求められているが、その内容は

「今後、入学式や卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱を含む上司の職務命令には従います。

平成 年 月 日 所属 職・氏名 印」

という、不服従の動機である内面の思想・良心・宗教を放棄しなければ署名捺印できないものであり、これを提出しなかったことを理由に再任用を不合格になった事例(係争中)も生じている。

このように、研修が「懲戒や処罰の手段として使われ」ていることが明らかであるから、ILO・ユネスコ勧告に従って、「教師の専門的能力の開発」の目的から外れる内心に踏み込む研修は行わないよう、また研修結果によって身分・待遇に不利益を与えたことは直ちに撤回するように、当該教育委員会に対して指導・助言をなされたい。

【参考資料】再発防止研修命令等取消訴訟東京地裁判決(2007年7月19日)から

本件各研修が、学校行事等における国歌斉唱時の起立、斉唱をすることを内容とする職務命令に従うことを目的とするだけでなく、本件各研修において、思想、良心、信仰を直接的に禁止したり変更させることなどを意図して発令されたものである場合には、そのような研修は受講者に対する思想及び良心の自由や信教の自由の侵害をもたらす事態を目的とするものであって、研修の発令は違法であり、また、研修自体が憲法違反となる余地があると解される。しかし、前記のとおり、……原告らに対して思想、良心、信仰を直接的に禁止、変更させるような内容の研修が行われた事実も認められない。(p33~)

(e)では、障害を持つ生徒とその関係者に「愛国的儀式における義務に関して、再検討すること」と勧告されている。

東京都で行われている、卒業式等の儀式的行事における、障害を持った児童生徒に対する画一的な扱い(フロア形式を禁じ、健常児童と同じく壇上で卒業証書を授与する厳粛な形式)が、『障がい者権利条約』に定義(第2条)し締約国に義務付け(第5条)、『障害者基本法』で禁止(第4条)する「合理的な配慮」を欠いた行為に当たる疑いが強いので、調査の上適切な指導・助言をなされたい。

「合理的配慮」を欠いたほぼ100%画一的な卒業式であることは、上記設問「2、画一的な卒業式は『学習指導要領』の趣旨に反するのではないか」の【参考資料】の一覧表を参照されたい。

6、教育活動は、価値中立的であるべきことについて

前回(2017/7/24)の標記設問に関して、下記の回答をいただいた。

【回答】高瀬智美 (初等中等教育局教育課程課専門官)

各学校には、法令等に反しない限り、創意工夫を行う裁量が一定程度認められているものと考えておりますけれども、法令等に照らし、不適切である場合には厳正に対処されるべきものであると考えております。

その後2018年に『教科書検定基準』が改定され、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていることを定める」の文言が入ったので、再度質問する。

公務員の政治的中立性については、以下の規定がある。

<人事院規則一四 七(政治的行為) 5(政治的目的の定義)>

法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。(略)

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。(略)

< 職員のサービスの宣誓に関する政令 > 別記様式 宣誓書

「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。」

学校における政治教育については、教基法14条(政治教育)の規定があることも踏まえつつ、教員は、教科書の記述に縛られることなく、「特定の内閣を支持し又はこれに反対すること」のないように、日本国憲法を遵守して不偏不党かつ公正な立場で教育を司る、ことで間違いはないか。

、大阪府・市の教育行政に関する質問

1. 職務命令違反3回で免職という大阪府職員基本条例の適用状況について

(1)大阪府教育庁は、国歌斉唱・起立の職務命令に2度目の違反をした職員への「処分理由書」の交付と同時に、「職員基本条例第29条2項の規定に基づき、今後、あなたが同一の職務命令に違反する行為を繰り返した場合、地方公務員法第28条第1項3号の規定により免職することがあることを警告します。」という警告書を交付している。

同条例第27条2項は、「任命権者が第29条に規定する措置を講じた場合においても、なお職務命令に違反する行為を繰り返し、その累計が5回(職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあっては、3回)となる職員に対する標準的な法第28条第1項に規定する処分は、免職とする。」と規定している。

すなわち、大阪府では、3度目の国歌斉唱時の不起立は分限免職となる。

貴省は、毎年「人事行政状況調査」により教職員の懲戒処分について全国調査を行っている。調査の中で、懲戒処分のうち最も軽微である戒告処分を受けた教職員に対し、2回までであれば戒告に過ぎない行為であっても、3回目には「免職」とするための「事前手続き」(免職への警告書)を行っている地方自治体が大阪府以外にあったか。あれば、その自治体名を伺いたい。

戒告に相当する行為をわずか3回目で分限免職とすることを「標準」の措置とする一方、体罰等の事案では停職・減給等より重い処分の繰り返しがあった場合にも「免職」を「標準」とするとは規定していません。「3回免職」は明らかに、「君が代」不起立のみを狙い撃ちにしたものだと思いますが、貴省の見解を伺いたい。

大阪府教育庁は、少なくとも2回目の戒告処分では免職への「事前手続き」を行いながら、本人からの聴聞に弁護士等代理人や同僚等第三者の同席を一切認めない。憲法第31条及びILOユネスコ教員の地位に関する勧告第50項からも、大阪府教育庁の対応には問題がある。貴省の見解を伺いたい。

(2)大阪府は、2012年1月17日付で校長・准校長宛とは別に、直接教職員全員に宛てた「国家斉唱時の起立・斉唱を命ずる」教育長通達を发出している。この教育長による教職員への直接の「職務命令」の法的根拠について、大阪府教育庁は最近になって次のように回答している。

「府教育長が平成24年1月17日付けで发出した、府立学校の教職員に対する通達及び府立学校の校長・准校長に対する通達は、いずれも府教育長による職務命令であるとともに、府立学校の教職員及び府立学校の校長・准校長という機関(当該機関の地位を占める個々具体的な職員を対象とする。)に対する成文化された法規(服務規程)の制定・施行としての性質を有していると認識しています。」

さらに、大阪府教育庁は、大阪府職員基本条例27条第1項で「職務命令(法第三十二条に規定する上司の職務上の命令であって、文書によるものに限る。)」としているため、教育長通達をもって全教職員に文書による職務命令がなされたものとし、校長による職務命令は「命令の周知徹底」を目的としているに過ぎないと回答している。

各地方の任命権者による通達は、個々具体的な教職員を対象とする機関に対する成文化された法規の性質を有するという判断は、貴省及び全国の教育行政機関で統一された見解か。

貴省の判断と同一である場合、その法的な根拠を伺いたい。

2. 府・市テストの結果を教員給与などに反映させる大阪府方針及び独自テストを高校入試の内申書評定に利用す

る大阪府の教育行政について

- (1) 昨年8月2日、吉村大阪市長(当時)は、昨年4月実施の「全国学力テスト」の大阪市の結果が政令指定都市で最下位になったことを問題視し、「全国学力テスト」に数値目標を定め、結果を教員・校長の人事評価、勤勉手当、さらには学校予算にまで反映させると表明した。その後、「全国学力調査」の主旨を逸脱する大阪市の方針に対する貴省からの批判を受け、「全国学力調査」を直接活用する方針は撤回した。しかし、大阪市は、現在既に実施している小3～小6までの大阪市「経年テスト」、中1～中3まで大阪府「チャレンジテスト」、中3での大阪市「統一テスト」の点数によって校長評価を行い、給与格差をつけ、校長評価によって学校に配分する予算にも格差をつけるという新方針を来年度にも本実施するとしている。校長評価への反映は、人事評価制度を通じて教員評価にもテスト結果が反映される。

すでに大阪市では、「全国学力調査」の学校別正答率を学校HPで公開させている。中学校では進学高校名と人数の公開、全ての区で学校選択制を導入し、「全国学力調査」の結果を学校選択の基準にするように奨励もしている。今回の新制度が導入されると、テストの点数獲得のための教員間競争、テスト対策重視の授業、過去問題の練習の徹底、子どもたちへの強いプレッシャー、「学力テスト」のない教科や 運動会・文化祭等学校行事の軽視、障がいのある子どもや「テストの点数が低い」子ども、生活背景の厳しい子どもたちの権利侵害が予測される。

柴山昌彦文科大臣は、3月20日の参院文教科学委員会で、上記の大阪市問題について、「学力調査結果を指標として活用する場合は、調査の趣旨・目的に沿った扱いを基本する」、「人事評価は適切になされるべきであって、大阪府に再度通知したい」と答弁した。

大阪市に対する「再通知」の内容を明らかにしていただきたい。また、上記問題に関するその後から現在に至る貴省と大阪府とのやり取りを明らかにし、文科省としての今後の大阪府に対する指導・助言の方針を明らかにしていただきたい。

大阪市内の教員不足は深刻な状態である。精神疾患による病気休職も他府県に比べて多く、同市では代替講師が派遣されていない学校が70校(2018年12月)も存在している。また、大阪府は生活保護率、就学援助率が全国的にも最も高い地域であるが、就学援助基準の引き下げによって就学援助を受けられなくなった子どもがこの2年間で約5000人も増加する事態となっている。行政は、子どもを育てる環境整備にこそ力を注ぐべきであり、困難な学校にこそ予算をつけて教員を配置し、少人数学級を実現するなど子どもが落ち着いて学習できるように条件を整える施策を急ぐべきと考えられるが、大阪府等の現状に対する貴省の対応方針を明らかにしていただきたい。

- (2) 大阪府は、2015年度から中1から中3の全中学生に大阪府独自の「チャレンジテスト」(大阪府・堺市を含む)を導入し、その点数の学校毎の高低で高校入試の内申書の評点分布を学校毎に差別化する政策を行っている。

2018年度に大阪府立中学校校長会研究部が行った校長へのアンケートで、中3チャレンジテストについて9割弱(88.5%)の大阪府立中学校校長が「どちらかと言えば公正でない」と回答した。同アンケートによれば、校長のうち59.6%が「公正性は担保されていないと思う」と回答し、28.9%が「どちらかと言えば公正性は担保されていない」と回答している。さらに、枚方市議会では「中学生チャレンジテストの廃止を求める意見書」(2018.12.25)が可決された。意見書は、チャレンジテストによって、「人格形成の場である学校がテスト勉強中心の場となり、子どもたちを中学1年生から過度の競争に駆り立てるなど、本来あるべき中学校教育の姿が大きくゆがめられる」と厳しく批判している。

独自テスト等によって「内申書」等の評価を中学校毎に差別化している自治体を明らかにしていただきたい。

独自テスト等によって「内申書」等の評価を中学校毎に差別化する政策についての貴省の見解と指導・助言の方針を明らかにしていただきたい。

3. 人事評価制度をめぐる問題について

大阪府は2018年度から教職員に対する新人事評価制度を導入した。形式的に上位評価のみを相対評価とし、標準から下位の評価を絶対評価とした。しかし、実態は下位評価を校長に事実上義務づけ、上位評価から第1区分5.0%、第2区分20.0%、標準の第3区分70.8%、下位の第4区分4.0%、第5区分0.2%と相対評価化を強化した。校長会で、吉村市長(当時)が下位評価がほとんどなく制度として機能していない」と強く批判したため、校長は下位評価を付けなければ校長がマイナスの評価を受けると感じている。

その結果、今年5月、大阪府立東淀工業高校で「授業力」評価の判断基準となる生徒による「授業アンケート」の

データを管理職が勝手に書き換え、特定の教員に低い評価がつくように操作したことが明らかになった。

貴省は、「教職員が意欲を持って業務を遂行し、自らの役割を果たすことができるよう、一人一人の教職員の能力や業績を適正に評価するとともに、これを適切に人事や処遇に反映することが極めて重要である」と全国に指示している。大阪市の新人事評価制度そのものは、貴省の政策に沿った内容であるか。

教職員評価の完全相対評価化や下位評価付けを強制する運用について、貴省の見解を伺いたい。

上記のデータ改ざん事案は、個別特殊の不祥事ではなく、下位評価付けの強制と処遇反映の強制によって必然的に起こったのではないか。貴省の見解を伺いたい。また、データ改ざんや評価者による不公正な扱いを防止する具体策について明らかにしていただきたい。

、教育政策全般に関わる質問

1、天皇代替わりにおける文科省の通知について

文科省初等中等局長名で2019年4月22日付けで発出した「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について(通知)」についてが出されたがこの「通知」についての質問すると同時に同「通知」の撤回を要望する。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」を根拠に、「天皇陛下を深く敬愛し」など思想良心に抵触することがらを児童生徒に「理解」させようとしているが、それは事実や真理ではなく特定の価値観を一方的に押しつける行為であって、憲法19条及び26条、そして教育基本法に反するばかりか、『学習指導要領解説 道徳編』にある「特定の価値観を児童に押し付けたり、主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」そのもので、この文書は思想良心の自由を侵害する「通知」であると考えが、いかがか。

「御即位当日における祝意奉表について(通知)」では、「御」の冠を被せたり、「奉表」などというの辞書にも載っていない言葉が使われたり、公法では用いない「陛下」という尊称が用いられるなど過剰な敬語が使われている。

これらをそのまま「児童生徒に理解させる」ことは、あたかも天皇は身分の違う高貴な存在であることを理解させようとしているかのようであり、主権者教育にはほど遠い臣民教育への回帰であって、憲法1条、14条に反しているのではないか。象徴としての天皇の地位は「主権者の存する国民の総意」に基づくものとされているが、公文書における、身分格差を連想させる「陛下」という尊称や過度の敬語の使用、及びそれを子どもに理解させることが「国民の総意」として形成されたことがあるのか、憲法との整合性を問う。

2、「学習指導要領」で教育方法や学習評価に踏み込んでいることについて

今回の学習指導要領改定においては、「総則」が全面改定され、教育の方法や学習評価についてまで言及し記載している。とくに「教育課程の実施と学習評価」においては、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を謳っている。文科省において「法規としての性格を有する」と解釈されている学習指導要領の中で教師の教育方法まで規定することの可否について、前回(2017年7月24日)の我々の質問に対して、文科省側は「具体的にどのように指導するのは、まさに教員の創意工夫によるものであり、今回の改訂においても具体的な指導方法は規定していない。」と回答している。

この回答から、総則「教育課程の実施と学習評価」の中で教育の方法について記載した箇所は、「法規としての性格を有する」のではなく、指導助言的な「手引き」と解釈されるが、どうか。

3、「学習指導要領」の中の「愛国心条項」について

中学校社会科、高校地歴科・公民科において、いずれも教科の目標の中に(高校では加えて科目の目標の中に)「わが国の国土や歴史に対する愛情」または「自国を愛し」の文言(以下「愛国心規定」と略)が入っている。教科は、客観性・科学性に裏付けられた独自の専門領域を持つものである。目標に掲げられた「愛情」云々は主観的な個々の心情に関するものであり、教科の内容を歪めるおそれが強い。このことについて文科省としてどう考えているのか。そもそも、これまで道徳教育の目標であった「愛国心規定」を教科の目標の中に入れたことにはどういう合理的理由があると考えているのか。

また、このことによって「愛国心」が学習評価にまで影響を及ぼすおそれがないと考えているのか。前回の回答に

は「現行においては…一人一人について内心を調べ評価するものとはなっていない」とあるが、それはあくまで「現行」(2017年)において、であって、「愛国心規定」が「前文」「総則」教科目の「目標」などで幾度も繰り返され強調されている新学習指導要領の施行後には、「観点別評価」の導入と併せて、「内心を調べ評価する」ことが組織的に行われるようになるおそれが強いのではないのか。この点については文科省としてはどのように考えているのか。

4、高校公民科で新たに導入される新科目「公共」について、

「現代社会」をどのように検証し、総括しているのか。「現代社会」を終了させる合理的な理由を述べられたい。

「現代社会」の「目標」にあった「人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて」を削除したのはどういう理由からか。新しく設定される「公共」では、「人間の尊重」の精神は尊重しなくても良いのか。またその内容が「科学的」でなくても良いのか。

「内容」に「基本的人権」や「日本国憲法」の文言が入っていないのはどういう理由からか。教育基本法前文にも「日本国憲法の精神に則り」とある通り、憲法学習は教育の基本であり必須である。高校教育の場からどうして憲法学習の機会を奪うのか。

総則の「道德教育に関する配慮事項」の中で、高校における道德教育は「公共」及び「倫理」を「中核」として行うように配慮せよ、としている。これはどういうことか。教科・科目は科学的・専門的な知見により行われるものである。個人の価値観の領域を科学的・専門的な領域に侵入させて良いと考えているのか。

5、文科省「放射線副読本」の全国学校への配布に対する抗議と回収の要望

貴省が昨年10月に改訂し全国の小中学校や高校に配布した「放射線副読本」について、福島第一原発事故被災者への配慮がなされておらず、放射線が安全との印象を受ける記述が多いと判断した滋賀県野洲市教育委員会は、同読本の回収を決定した。

これに対し、柴山文科大臣は野洲市の判断を否定し、「副読本」の積極的な活用を呼びかけた。しかし、「副読本」には事故収束・廃炉作業、除染作業などの被ばく労働者、生業を奪われた農林水産業者、汚染地域に住み続ける人、避難者、帰還者など、原発事故によって未来を変えられた人の生の声は一切書かれていない。最優先されるべきは、被害者の声と深刻な福島原発事故の現実をこそ子どもたちに伝えることである。

そもそも文科省が各学校に直送した通知文には、「各学校での活用」を各校の判断でお願いを一方的に行ったものであり、地方自治体の「回収」決定を頭ごなしに否定した柴山文科大臣発言の根拠は何ですか。根拠のない発言は撤回すること。

同読本は他の地方自治体や児童・生徒、保護者、市民、教職員から批判が出されている。なにより教育委員会が「回収」を決定せざるを得ない内容であることに鑑み、「放射線副読本」は今すぐ回収すべきであるが、貴省の見解を明らかにしていただきたい。

6、生徒の個人情報の一元管理と利活用について

文科省は2016年8月5日付けで各都道府県教育委員会などに「『教育情報セキュリティのための緊急提言』等について(事務連絡)」を発出した。その緊急提言3は、「各学校において情報セキュリティの専門家を配置することが困難な現状を踏まえれば、重要な個人情報を扱う校務系システムは教育委員会が管理もしくは委託するセキュリティ要件を満たしたデータセンター(クラウド利用を含む)で一元的に管理すること」とある。

この一元的管理とは、あくまでもセキュリティ確保を目的としたものであり、利活用まで含めたものではないと考えてよいのか。

文科省は学校における「働き方改革」に関し「統合型校務支援システムの導入促進」の必要性を述べ、児童生徒の状況の一元管理に触れている。

しかし、総務省は「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書 平成30年4月」において、「教育データに係る非識別加工情報の活用のイメージ」の一つとして、

“教材会社などの事業者からの提案を受け、市町村が保有する教育に関するデータのうち、校務支援システムに記録されている、教員の週指導計画案に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報を、非識別加工して提供”

などと記載している。校務支援システムに記録されている児童・生徒などの個人情報をこのような形で利活用の対象とする考えに対して、文科省はどうお考えか。